

平成20年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会) 説明資料

平成21年1月20日(火)
医薬食品局食品安全部



輸入食品の安全確保対策(厚生労働省と都道府県等との連携)

輸入食品の安全確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題。

- ① 輸出国段階、② 輸入時の水際段階 及び ③ 国内流通段階の3段階で対策を実施。
- 厚生労働省と都道府県等との緊密な連携が重要。

- 国内で流通する輸入食品については、輸入食品監視指導計画のほか、輸入者に対する検査命令に関する通知等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施。
- 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したとき等は、直ちに厚生労働省及び関係都道府県等に報告。
- 輸入時の水際段階の検査等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において、監視指導を適切に実施。

違反者の名称等の公表

- ・ 違反者の名称等の公表については、「食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」(平成18年5月19日付け食安発第0529004号)で取扱いを提示。
- ・ 国内で流通する輸入食品等が食品衛生法違反に該当するものと確認されたにもかかわらず、その旨が関係の都道府県等によって公表されない事案も散見。

○ 国内で流通する輸入食品等が食品衛生法違反に該当するものと確認された場合には、速やかに輸入者の名称等を公表。

事故米穀の不正規流通問題を踏まえた対応

- ・ 平成20年9月：農林水産省の情報提供
→ 厚生労働省においては、関係の都道府県等に対し、関係の事業者に対する回収等の措置の命令等を要請。
- ・ 平成20年11月：「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」の「調査報告書(第一次取りまとめ)」
→ 輸入時検査で食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品の用途が非食用に変更された場合において、その加工処理又は販売をする施設が食品を取り扱っているときは、関係機関の情報共有を図るため、輸入者より提出された食用外転用計画書の写しを関係の都道府県等に送付。

○ 食品衛生法違反に該当して食用外に転用された物が食品として流通しないよう、必要に応じて事業者に対する監視指導を適切に実施。

食品衛生法の規定に基づく監視指導

平成20年1月： 中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案
4月： 都道府県等から厚生労働省への食中毒事案に関する速報の見直し
事業者から保健所等への食品等に係る健康被害等に関する報告の導入

- 保健所等においては、食中毒事案を探知したときは、
 - ・犯罪性の有無にかかわらず、都道府県等に報告。
 - ・事案の性質に応じて捜査機関等と情報を共有。
- 都道府県等においては、食中毒事案が速報の対象と判明したときは、
調査中かどうかにかかわらず、厚生労働省に報告
- 事業者から保健所等への食品等に係る健康被害等に関する報告を
義務付けるための条例の改正

食品衛生法違反に該当する食品に関する措置

平成20年9月：中国製の乳及び乳製品を原材料とする加工食品におけるメラミン混入事案

食品衛生法違反に該当する食品等が国内で流通する場合には、

- ・食品衛生法第54条の規定に基づく回収等の措置の命令
- ・食品衛生法第63条の規定に基づく違反者の名称等の公表

を適切に運用。

アレルギー物質を含有する食品の表示に関する監視指導

- ・保健所の対応に問題があったと指摘された事案
- ・原材料表示で対応すべきであるにもかかわらず注意喚起表示で対応していた食品を摂取した者に健康被害を生じた事案

○ 保健所等においては、健康被害に関する苦情を受け付けたときは、

- ・事業者に対する調査の実施。
- ・苦情者に対する説明。

○ 都道府県等においては、違反事例を確認したときは、

- ・事業者に対して販売等の自粛や社告等を通じた注意喚起を指導。
- ・必要に応じて営業の禁停止を命令。
- ・違反者の名称等を公表。

ノロウイルスを原因とする食中毒

・例年、12月から3月までの間に、ノロウイルスを原因とする食中毒事案が多数発生。

→ 「ノロウイルスに関するQ&A」の改定

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改定

- ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食品衛生担当部局と感染症担当部局とが連携して感染の経路を特定するために必要な調査を適切に実施。
- ノロウイルスを原因とする食中毒事案を公表するに当たっては、どのような感染の経路が想定されるか等について、地域住民に対する正確な情報を提供。

カンピロバクターや腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒

○カンピロバクター食中毒の主な要因

- ・生又は加熱不足の鶏肉、牛レバー等の摂取
- ・食肉から他の食品への二次汚染

○腸管出血性大腸菌食中毒の主な要因

- ・飲食店における生又は加熱不足の牛肉又は牛レバーの摂取

○ 飲食店等における食肉の衛生管理の徹底など、事業者に対する

監視指導

○ 高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉
を摂取させないなど、地域住民に対する注意喚起

食品保健総合情報処理システムの活用

平成20年1月：中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案

9月：食品保健総合情報処理システムの改修

- 食中毒事案を探知したときは、速やかに食品保健総合情報処理システムに入力。
- 食中毒事案が速報の対象と判明した場合には、直ちに、
 - ・電話、ファクシミリ等で厚生労働省に連絡。
 - ・食品保健総合情報処理システムに入力。
- 食品保健総合情報処理システムを定期的に閲覧。
→ 全国における食中毒事案の発生状況を早期に把握。

食品衛生担当部局と感染症担当部局等との連携

・ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、井戸水等を原因とする食中毒事案については、食品衛生担当部局と感染症担当部局、水道担当部局等との連携による対応が必要。

- 食品衛生担当部局においては、感染症法の規定に基づいて把握された情報を感染症担当部局より入手し、食品が感染の経路と推定される事案等については、食中毒事案として対応する必要がないか十分に検討。
- 一般に食品を媒介とする病原体(赤痢、コレラ等)を検出したときは、菌株を国立感染症研究所に送付。

農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導

・平成18年5月：農薬等に係るポジティブリスト制度の施行
→ 「食品に残留する農薬等の監視指導に関する留意事項について」

- 残留基準違反に該当する食品が国内で流通しないよう、事業者に対する監視指導を適切に実施。
- 残留基準違反に該当する食品の流通を確認したときは、農林水産担当部局と連携しつつ、
 - ・回収等の措置の命令
 - ・違反者の名称等の公表を適切に実施。

都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性確保

- ・都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の結果は、食品としての流通の可否を判断する基礎。
- ・近年、都道府県等の食品衛生検査施設が誤った検査成績書を発出した事案も発生。

○ 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

牛海綿状脳症(BSE)対策 一国内対策一

1 BSE検査

20ヶ月齢以下の牛を対象とする都道府県等の自主検査

平成20年7月末までの3年間の経過措置として
国庫補助を終了。

21か月齢以上の牛を対象とする都道府県等の検査

平成21年度にも、国庫補助を継続。

牛海綿状脳症(BSE)対策 一国内対策一

2 ピッシング

ピッシングを中止していないと畜場

- ・平成20年10月末現在で6箇所
- ・平成21年3月末までに中止の見込み。



- ・今後、と畜場施行規則を改正し、ピッシングを禁止する方針。

- ・と畜場に対する監視指導
- ・関係者に対する周知

〈参考〉 BSEステータスの認定の申請

平成20年12月：

我が国に係るBSEステータスの認定を国際獣疫事務局(OIE)に申請。

→ 今後、OIEの専門家による審査を経て、平成21年5月に開催される予定のOIE総会で決定される見込み。

牛海绵状脳症(BSE)対策 一輸入対策一

米国産牛肉

- ・検疫所における輸入時検査や米国の対日輸出認定施設に対する現地査察を通じ、米国における対日輸出プログラムの遵守状況を検証。
- ・平成20年4月、米国農務省によって発行された衛生証明書に記載されない1箱(せき柱を含むショートロイン)の混載が国内で確認。
 - 米国産牛肉の対日輸出条件に違反する貨物を発見した輸入者による検疫所又は都道府県等に対する報告

- ・輸入者に対する指導
- ・厚生労働省に対する連絡

食品中の残留農薬等の対策

1. ポジティブリスト制度の円滑な実施

(1) 残留基準の設定及び見直し

(2) 分析法の開発

2. 残留農薬等の一日摂取量実態調査の実施

平成20年度：18箇所の都道府県等の参画

- |-・ポジティブリスト制度の円滑な実施に向けた普及啓発
- |-・残留農薬等の一日摂取量実態調査に対する幅広い参画

魚介類中の水銀に関する注意事項

「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」（平成17年11月2日）は、妊婦等に対し、魚食のメリットを活かしつつ、水銀の濃度が高い魚介類を多量に偏食することを避けるよう、求めている。

- ・妊婦等に対する周知徹底
- ・地域の実情に応じた多食者に対する適正な食生活に関する指導

食品添加物の対策

- 国際汎用添加物を食品添加物として指定。
- 既存添加物について、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿より消除するとともに、成分規格を設定。
- 平成21年度にも、食品添加物の一日摂取量実態調査を実施。

「-----
食品添加物の一日摂取量実態調査に対する
都道府県等の参画
-----」

器具・容器包装、おもちゃ等の対策

平成20年3月：規格基準の対象となるおもちゃの範囲の拡大

おもちゃに係る鉛等の溶出量に関する規格基準の強化

平成20年7月：器具・容器包装に係る鉛等の溶出量等に関する規格基準の強化

平成20年7月：ビスフェノールAに係る食品安全影響評価の依頼

- 器具・容器包装及びおもちゃに係る規格基準の改正等に関する消費者に対する広報や事業者に対する周知徹底
- ビスフェノールAに関するQ&Aを活用した消費者に対する正確な情報の周知

食品の表示

<昨年の主なトピックス>

平成20年 6月： アレルギー表示義務の対象品目に「えび」及び「かに」を追加。

平成20年10月： 加工デンプンを添加物に指定。

平成20年11月： 消費期限及び賞味期限に関するQ & Aを改正。

「-----制度改正の内容に関する周知徹底を含めた
-----消費者や事業者に対する広報や指導の実施-----」

健康食品対策

平成20年7月：「『健康食品』の安全性確保に関する検討会」報告書

- ① 製造販売における具体的な方策
- ② 健康被害情報の収集・処理体制の強化
- ③ 消費者に対する普及啓発

「特別用途食品制度のあり方に関する検討会」報告書

- ① 対象食品の範囲の見直し
- ② 対象者に対する適切な情報提供
- ③ 審査体制の強化

○ 健康被害情報の収集・処理体制の強化

→ 「健康食品」担当部局においては、医薬品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事案を早期に把握して迅速に厚生労働省に報告。

○ 特別用途食品制度の見直しの実施(平成21年4月目途)

→ 保健所等を通じた消費者に対する広報や事業者に対する周知

健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止

- ・ 食品等の広告等は、多種多様な媒体及び内容で氾濫。
- ・ 広告等は、2以上の法令に基づく規制の対象。

○ インターネット、書籍等の媒体の如何を問わず、関係部局間で連携しつつ、監視指導を適切に実施。

- ・ 「健康食品」担当部局
- ・ 「不当景品類及び不当表示防止法」担当部局
- ・ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」担当部局等

力ネミ油症

平成19年4月：与党力ネミ油症問題対策プロジェクトチームの決定

平成20年度：認定患者を対象とする健康実態調査の実施

平成21年度：健康実態調査の結果の分析及び報告書の取りまとめ

- 健康実態調査の対象となる認定患者のうち、連絡や回答に至っていないものに対する協力の要請
- 油症研究班が患者に対する追跡調査を実施するに当たっての患者を対象とする検診の実施
- 認定患者が居住地を移転する場合における関係都道府県間の連絡

森永ひ素ミルク中毒被害者 救済事業に対する行政協力

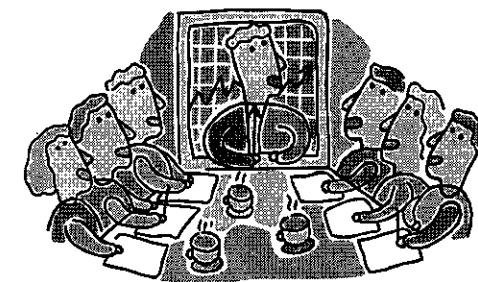
- ・「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)
- ・「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成18年11月15日食安企発第1115001号食品安全部企画情報課長通知)
- ・(財)ひかり協会「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」
- ・「平成20年度森永ミルク中毒事件関係都道府県市担当係長会議」(平成20年11月14日)

- 関係行政機関との連絡調整を図るための会議の定期的な開催
- (財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議に対する出席の要請への対応
- 厚生労働省から都道府県等への伝達の内容に関する市町村等に対する周知徹底

食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

リスクコミュニケーション = 関係者相互間の情報及び意見の交換

- I 意見交換会の開催
- II ホームページの充実
- III パンフレットの作成
- IV 都道府県等のリスクコミュニケーション担当者を対象とする養成研修の実施
- V 消費者団体や事業者団体との交流
- VI 規格基準等に関するパブリック・コメントの実施
- VII その他



- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係の都道府県等の協力
- 各都道府県等における地域住民に対するリスクコミュニケーションの一層の推進

平成21年度食品安全関係予算（案）の概要

合計 15,337百万円

I. 重点事項

- | | |
|---|-----------|
| ① 食中毒被害情報の集約・管理分析の強化
－ 「食中毒被害情報システム（仮称）」の構築等 | 18百万円 |
| ② 輸入食品の監視体制等の強化
－ 検疫所における輸入食品のモニタリング検査の充実等 | 10,116百万円 |
| ③ 加工食品中の残留農薬の分析法の開発 | 217百万円 |
| ④ 新型インフルエンザ対策における検疫体制の強化 | 83百万円 |

II. その他の

- | | |
|---|----------|
| ① 食肉安全確保対策の推進
— 都道府県が実施する21か月齢以上の牛を対象とする
BSE検査に対する国庫補助（10／10）の継続等 | 1,917百万円 |
| ② 残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な推進 | 390百万円 |
| ③ 食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の
計画的な推進 | 932百万円 |
| ④ 食品汚染物質の安全性検証の推進 | 29百万円 |
| ⑤ 健康食品の安全性の確保や食品の安全に関する
リスクコミュニケーションの推進 | 69百万円 |
| ⑥ 食品の安全・安心の確保に資する研究等の推進 | 1,531百万円 |
| ⑦ カネミ油症研究の推進 | 36百万円 |

